

2010年2月1日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

荒瀬ダム撤去を求める会	代表 本田 進
荒瀬ダム撤去を願う会	代表 浜田律子
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表 中島 康
やつしろ川漁師組合	組合長 毛利正二
八代女性市民の会	代表 中村千鶴

(連絡先 毛利正二 TEL: 090-8834-1533、FAX: 0965-34-0835)

## 荒瀬ダム撤去を実現する申し入れ書

2010年1月30日前後の報道によれば、熊本県が荒瀬ダム存続を断念し撤去する方向で調整に入り、貴職は2月3日の会見で、ダム撤去に関する最終判断を発表することを明らかにされています。この報道が真実であれば、私たちは、撤去に向けた熊本県の動きを高く評価します。

荒瀬ダム撤去はダムの弊害に苦しめられてきた地元坂本町民を始めとする球磨川流域住民・不知火海沿岸漁民の長年の悲願であり、多くの熊本県民が待望していたものです。また、2002年当時の熊本県知事や熊本県議会が地元で約束したものです。よって、熊本県はこの荒瀬ダム撤去を尊重すべきであり、実施する責任があります。

2008年6月の貴職の突然の荒瀬ダム存続方針の発表により、住民は怒りと悲しみ、絶望の淵に追いやられました。そしてこれまで無用な対立と混乱が引き起こされ、ダム撤去に向け、2年近くの時間とエネルギーが浪費されました。

貴職は、このように住民を苦しめてきた事実を重く受け止め、真摯に反省すべきです。県民の信託を受けて職務を行うべき者として、今後は流域住民や県民の真の声を聞き、本当の問題解決はどうすべきかを考えるべきです。

しかしながら、新聞報道によりますと、今後の対応について、「2年間の期限付きで更新したい」旨述べていますが、現在の水利使用規則に従えば、藤本発電所の水利権は3月31日をもって失効する」ことは法的に否定しようがありません。仮に2年後の撤去を前提に水利権の申請を行うのであっても、住民の同意を得て、水利権を新たに申請することが必要になります。従って、撤去を本当に検討されているのであれば、現在の水利使用規則に従って、撤去の準備を具体的に進めるべきかと考えます。

貴職の最終的な判断の前に、私たちは以下の事項を申し入れます。

### 記

1. 荒瀬ダム存続方針を撤回し、荒瀬ダム撤去を確約すること。
2. 荒瀬ダム存続のための水利権申請は断念し、法第26条第1項、及び第31条第1項に従いダムの除却の許可及び水利使用廃止の手続きを行うこと。
3. 速やかに荒瀬ダム撤去計画を策定し、流域住民を始めとする熊本県民に提示すること。

以上